
「HARLEY | プラチナカード」特約

第1条（名称）

「HARLEY | プラチナカード」（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が Harley-Davidson Financial Services International, Inc.とのライセンス契約によって当社が発行するカードでMastercard機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカードプラチナ会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員（以下、本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカードプラチナ会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員は22,000円（うち消費税2,000円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。なお、家族会員は、次年度以降も年会費は、無料とします。

第4条（ETCカード）

1. 当社は、本会員が本特約及びジャックスカードプラチナ会員規約を承諾のうえ、所定の方法でETCカードの申込みをし、当社が入会を認めた方に対し、ETCカードを本カードに追加して発行・貸与します。
2. ETCカードの所有権は当社に属します。ETCカードは、ETCカード券面に印字された会員本人以外には使用できません。
3. 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与したり、譲渡、質入れ、担保提供等してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. ETCカードの利用可能金額は、本カードの利用可能枠の範囲内とします。会員が本カードの利用可能枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
5. 本カードに追加して発行するETCカードは、会員特典としてETC利用料金の割引サービス（以下「本割引サービス」といいます。）を付帯します。
6. 本割引サービスは、個人用の二輪車でのETC利用料金を対象とします。個人用の四輪車及び営業目的による二輪車又は四輪車にてETCカードを利用することはできないものとします。
7. 会員が本特約もしくはジャックスカードプラチナ会員規約に違反した場合又はETCカードの利用状況が不適切又は不審であると当社が判断した場合、当社は、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第5条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカードプラチナ会員規約によるものとし、本特約とジャックスカードプラチナ会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。